



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

税のお知らせ

■所得税等の確定申告はお早めに
平成18年分の所得税の確定申告は、2月16日(金)から始まります。
確定申告書は国税庁ホームページで簡単に作成することができます。さらに、e-Taxで送信することができます。なお手書きの場合は、なるべく早く郵送等で提出してください。
※e-Taxについては、広報紙1月号14ページを参照してください。
○所得税の確定申告期限 3月15日(木)
○国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp> 「確定申告書作成コーナー」
○消費税及び地方消費税の申告納付期限 4月2日(月)

■「にせ税理士」にご注意
所得税・消費税の確定申告の時期になりました。決算書・申告書などの税務書類の作成等を依頼するときは、その人が正規の税理士であるか、よく確かめましょう。
税理士の資格のない人が、税務代理や税務書類の作成・相談をすることは、税理士法で固く禁じられています。
「にせ税理士」は法律に違反するだけでなく、税務署からの問合せや調査を受けることになっても、あなたに代わって答えることができないなど、結果的にあなた自身が大きな迷惑を受けることになります。

【問合せ】知覧税務署 TEL83-2412

健康カレンダー

2月10日～3月9日			
日	曜	行	事 時 間 会 場
2	月		
13	火	育児相談	受付9:00～11:30 健康センター
14	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00 "
15	木	子育てサロン	10:00～11:40 "
16	金	健康クッキング教室	9:30～13:30 "
19	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30 "
21	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00 "
		乳児健診(3～4か月児)	受付13:05～13:30 "
22	木	3歳児健診	受付13:05～13:30 "
26	月	初妊婦講座	受付9:20～9:30 "
28	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00 "
3	月		
5	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30 健康センター
7	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00 "
		1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30 "
9	金	2歳児歯科健診	受付13:05～13:30 "

問合せ 健康センター TEL72-7176

年金改正で変わる女性の年金

離婚時の厚生年金の分割について

近年、中高齢者の離婚件数が増加していますが、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな開きがあるという問題(事情)を考慮し、平成19年4月より離婚時の厚生年金の分割制度が始まります。基本的な年金分割のしくみは次のとおりです。



1 婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(夫婦の合計)を、離婚した場合に夫婦間で分割することができるようになります。夫婦間で合意が必要です。

2 対象となるのは、施行日(平成19年4月1日)以降に成立した離婚ですが、施行日前の婚姻期間に係る厚生年金期間も分割の対象となります。

3 分割割合については夫婦間で協議し、合意のうえ、社会保険事務所に分割を請求します。合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が

分割割合を決めることができます。分割の請求は、原則として離婚後2年以内に行わなければなりません。

4 分割割合は、夫婦双方の婚姻期間中の保険料納付記録の合計の2分の1が上限です。

5 分割する(される)部分は、厚生年金や共済年金の報酬比例部分(いわゆる2階部分)であり、1階部分である基礎年金の給付については影響を受けません。

■情報を提供します

あらかじめ分割割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい当事者については、平成18年10月より、必要な情報の提供を社会保険事務所にし、請求することができま

す。情報提供は、当事者双方または一方から請求することができます。

- 情報提供の内容
- ・分割の対象となる期間
- ・分割の対象となる期間にかかる離婚当事者それぞれの保険料納付記録
- ・按分(あんぶん)割合の範囲

12月16日～1月15日届出分

人のうごき

平成18年1月1日現在

男性 11,708人 (-26)

女性 13,637人 (-26)

合計 25,345人 (-52)

世帯 11,204世帯 (-23)

()内は前月との比較

氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
久保 弘紀	65	山手町	中野 冬陽	58	国見町
樋渡 アキエ	90	日之出町	東 勝一	57	力洋
松下 ユキエ	88	新町	太田 力洋	56	栄本町
松野下 作成	86	旭町	城森 昭明	55	日之出町
中崎 寛行	72	塩屋南町	東 昭明	54	栄本町
田畑 トキエ	91	中央町	城森 昭明	53	栄本町
竹中 ミヨ子	77	平田町	城森 昭明	52	栄本町
中村 瑞郎	69	港町	城森 昭明	51	栄本町
神園 正幸	78	中町	城森 昭明	50	栄本町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

おすすめ!口座振替前納
～お申し込みは、2月28日(水)までに!～

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)することで割引されますが、さらに口座振替もご利用いただくことで、より一層お得になります!

★口座振替による1年前納年間割引額 3,550円

★現金払いによる1年前納年間割引額 3,000円

★当月払いによる口座振替(早割)年間割引額 600円

（口座振替のお申し込みは、預貯金口座をお持ちの各金融機関窓口、または社会保険事務所で受け付けています）

鹿児島年金相談センター(鹿児島市アイムビル8階)は、2月28日をもって、廃止することとなりましたのでお知らせいたします。

平成5年7月1日開設以来、生活設計の柱とも言える年金給付における相談業務にたくさんのご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

鹿児島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所(年金相談センターは除く)では、

【鹿児島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所】

実施日	年金相談受付時間
10日(土)	●月曜日・火曜日 午前8時30分～午後7時
13日(火)	●その他平日 午前8時30分～午後5時15分
26日(月)	●土曜日 午前9時30分～午後4時